

新型コロナウイルス関連情報

新型コロナウイルスへの対策

感染予防対策のポイント

今の時期は、人の動きや人の集まる機会が多くなることで、感染リスクが高まります。改めて、基本的な感染予防対策の徹底にご協力をお願いします。

問合せ 健康づくり推進課 ☎ 21-3300 FAX 27-2112

冬場は
換気が不十分になりがちです！



- ▶室温が18℃以上を確保できるよう、暖房器具を使用しながら窓を開けましょう。
- ▶短い時間、窓を全開するよりも、一方向の窓を少しだけ開けて常に換気を行いましょう。
- *家庭内の換気方法について、詳しくは市HP（右記QR）をご覧ください。



必要な場面でのマスク着用

- 会話時は必ず着用！
- 通勤ラッシュ時や人混みの中などではマスクの着用を

「三つの密」の回避

- 人との距離は2m以上を確保

手洗いなどの手指消毒

- 共用物に触った後
- 食事の前後
- 公共交通機関の利用後 など

新型コロナウイルスワクチン接種

令和4年12月7日までの情報で作成しています。
最新の情報は、市HPなどで随時お知らせします。



オミクロン株対応2価ワクチンの接種はお済みですか？

「オミクロン株対応2価ワクチン」は、新型コロナウイルスに対して、重症化予防効果とともに、感染予防効果、発症予防効果などが期待されています。接種を2回以上受けた12歳以上の方のうち、最後の接種から3か月以上が経過した方が対象ですので、希望する方は、できる限り早めに接種を受けましょう。

*すでにオミクロン株対応2価ワクチンを接種した方は対象となりません。

▶使用ワクチン

ファイザー社製（12歳以上）

モデルナ社製（18歳以上 *現在、接種対象年齢を12歳以上に変更することが検討されています。）

▶予約方法：■インターネット予約 ■コールセンターへ電話予約 ■医療機関へ直接予約



▶接種方法：医療機関での接種（実施医療機関は、接種券と一緒に送付する「日立市からのお知らせ」や市HP（右記QR）でご確認ください。）



生後6か月～11歳の方のワクチン接種を進めています

▶使用ワクチン

ファイザー社製（生後6か月～4歳の方は「乳幼児用」、5～11歳の方は「小児用」のワクチンとなります。）

▶予約方法：■インターネット予約 ■コールセンターへ電話予約



▶接種方法：医療機関での接種（実施医療機関は、接種券と一緒に送付する「日立市からのお知らせ」や市HP（右記QR）でご確認ください。）



4歳以下 5～11歳

問合せ

ワクチン接種ひたちコールセンター ☎ 050-3646-5466 FAX 85-8010

■受付時間：毎日午前8時30分～午後5時15分 *年末年始（12/29～1/3）も対応

*副反応に関すること…茨城県新型コロナワクチンコールセンター ☎ 029-301-5394

市・県民税申告に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、次の取組にご協力をお願いします。

申告書の提出は郵送で

申告書は、市HPの市民税・県民税仮計算・申告書作成システムから作成し、郵送で送ることができます（利用は1月下旬から）。

*ご自宅に市・県民税申告書が届いた方も、申告書の作成と郵送での提出にご協力ください（1月中旬発送予定）。

申告相談受付は事前予約が必要

申告会場での相談受付をご希望の場合は、会場の混雑を避けるため、電話かインターネットによる完全予約制とします。会場ごとに予約開始日が異なります。1番早い会場の予約開始日は1月23日(月)です。

*予約方法や日程など、詳しくは1月20日号市報などをご確認ください。

問合せ 市民税課 ☎ 内線 235 FAX 25-1123



税務署からのお知らせ

自宅からスマホで確定申告

マイナンバーカードとスマホ（カード読取対応）があれば、確定申告会場に出向くことなく、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」（右記QR）を利用してe-Tax申告を行うことができます。ぜひご利用ください。



適格請求書発行事業者の登録はe-Taxで

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。

適格請求書（インボイス）の発行ができるのは、「適格請求書発行事業者」の登録を受けた事業者に限られます。個人事業者の方は、マイナンバーカードとスマホ（カード読取対応）があれば、e-Tax（SP版）（右記QR）により登録申請を行うことができます。ぜひご利用ください。



インボイス制度説明会・登録申請相談会

とき 1月23日(月) 午前10時～11時30分

ところ 日立地区産業支援センター

対象 事業者の方 *先着60人

申し込み 1月18日(水)までに電話で、日立税務署へ

問合せ 日立税務署 ☎ 21-6346

申告期限は1月31日

令和5年度償却資産申告書を提出してください

償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供する資産をいいます。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産の所有状況について、市へ申告する義務があります。忘れずに申告をお願いします。

対象 令和5年1月1日現在、市内に事業用資産を所有する個人または法人

申告期限 1月31日(火)

申告方法

■前年度に申告している方

12月中旬に送付した償却資産申告書（前年度の内容を印字）に令和4年中の資産の増減を記入し、提出してください。*電算処理による自社様式で申告している方は、全ての資産を申告してください。

■新たに申告する方

償却資産申告書（資産税課にあるほか、市HPからダウンロードできます）を作成し、提出してください。

*詳しくは、市HP（右記QR）をご覧ください。



主な業種別償却資産の例

業種	申告対象となる主な償却資産の例
共通	事務机・椅子、応接セット、キャビネット、パソコン、エアコン、看板など
飲食業	テーブル・椅子、厨房器具、冷凍冷蔵庫、カラオケセットなど
理容・美容業	理容・美容椅子、消毒殺菌設備、洗面設備、サインポールなど
小売業	陳列棚、陳列ケース、冷凍機、肉切断機、挽肉機、冷蔵ストッカーなど
医（歯）業	レントゲン機器、手術機器、歯科診察ユニット、調剤機器など
不動産貸付業（アパート経営含む）	塀や門扉、舗装路面などの外構工事、駐車設備、太陽光発電設備など

問合せ 資産税課 ☎ 内線 385 FAX 25-1123

